

久留米市 道路位置指定の手引き

2025年版
久留米市 都市建設部 建築指導課



久留米市イメージキャラクター
『くるっば』

道路位置指定の手引きについて

平素より、久留米市の建築行政にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

道路位置指定制度につきましては、昭和59年に福岡県より事務移管を受けてから現在に至るまで、市内における指定等の手続きを久留米市（特定行政庁）の事務として運用しております。

久留米市内における道路位置指定手続きにつきましては、建築基準法施行令第144条の4等を基本としておりますが、道路の構造や添付図書などについて個別相談をお受けすることも少なくありません。

このような状況から、指定手続きの円滑化を目的として、道路位置指定に関する基準等を図示するなどとりまとめたものが本手引きです。

道路位置指定制度を利用される方々にお役立ていただけたら幸いです。

令和7年4月

久留米市都市建設部建築指導課

本書の使用に際して

本書は、令和7年4月1日時点の道路位置指定制度に係る解釈や運用等に関する久留米市の主な取り扱いを解説したものであり、久留米市内に限り適用されるものです。

なお、将来的な法改正等に伴い、改正法令等と本書に掲載している内容が整合しないことも予想されます。その場合、必要に応じて本書の改訂等を行う予定ではありますが、改訂までの間における本書の取り扱いにつきましては十分ご注意ください。

また、本書は一般的な取り扱いをまとめたものであり、特殊な計画等に関しては事前にご相談下さい。

○本書における主な用語の定義

法	建築基準法
令	建築基準法施行令
規則	建築基準法施行規則
市細則	久留米市建築基準法施行細則

○久留米市道路位置指定の手引きの改訂履歴

令和7年4月 初版作成

道路位置指定の申請手続きについて（１／２）

関係条文 規則第９条、規則第１０条、市細則第１１条

関連文書

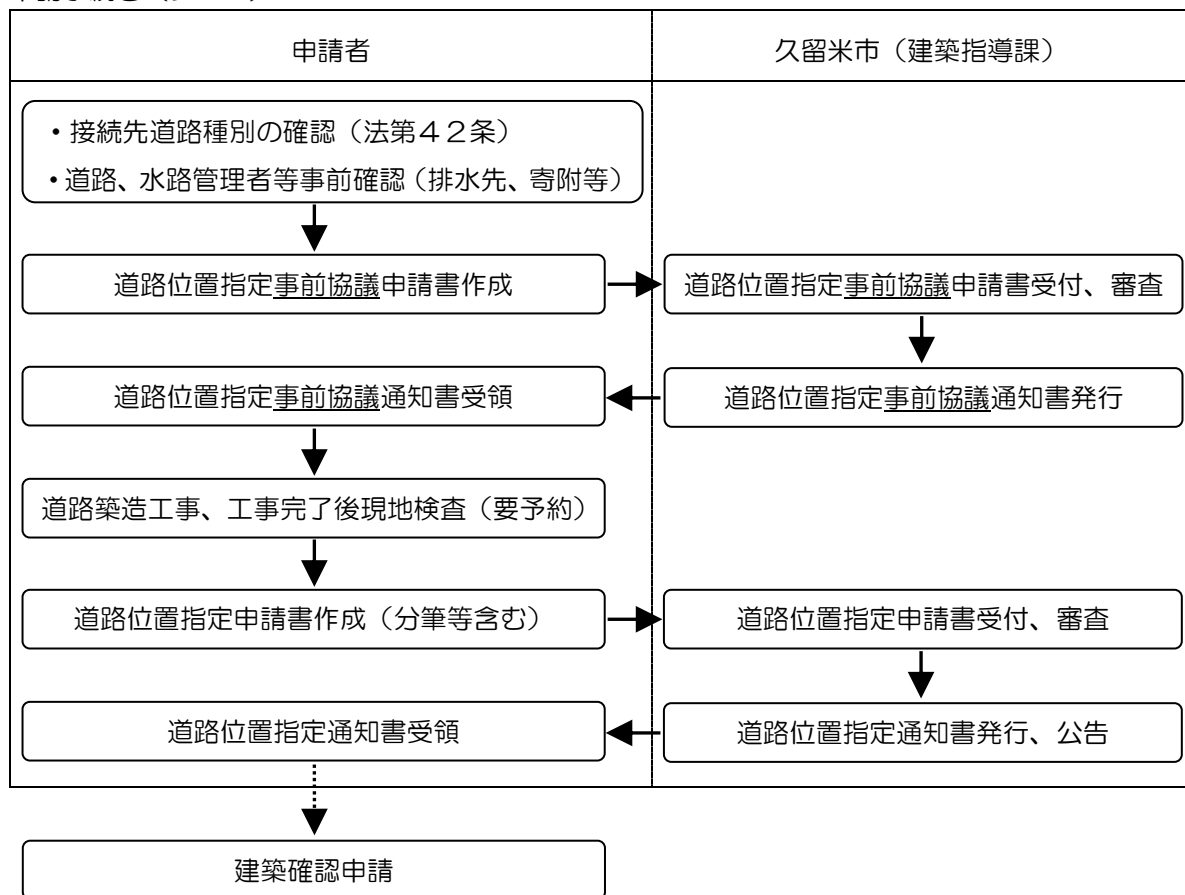
要 旨

道路位置指定の申請手続きの流れ（フロー）及び添付図書について示す。

解 説

図．１

申請手続き（フロー）



（次項へ）

補 足

- ・審査等には基本的に２週間程度を要しますが、補正等により追加で期間を要することがあります。
- ・道路位置指定の基準と寄附の可否の基準は異なります。寄附を予定している場合は、各総合支所を含む道路管理者等へ事前確認が必要です。

作成日

R07 年 4 月 1 日

最新改訂日

道路位置指定の申請手続きについて（２／２）

関係条文	規則第９条、規則第１０条、市細則第１１条
------	----------------------

関連文書	
------	--

要 旨

道路位置指定の申請手続きの流れ（フロー）及び添付図書について示す。

解 説

表１ 添付図書一覧表

図 書 名	事前協議申請書		指定申請書（本申請）		備 考
	正	副	正	副	
附近見取図	○	○	○	○	1/5000 程度
公図（写）	○	○	○	○	
求積図	○	○	○	○	1/500 以上
道路平面図（宅地含む）	○	○	○	○	1/500 以上
道路断面図	○	○	○	○	1/50 程度
排水施設構造図	○	○	○	○	1/50 以上
道路側溝等カタログ	○	○	○	○	
現況写真	○	○			
完成写真			○	○	
登記事項証明書	写	写	原本	写	発行後３か月以内
承諾書（各権利者）	写	写	原本	原本	所有権者のほか、 抵当権者、借地権 者等含む
印鑑証明書	写	写	原本	写	発行後３か月以内
委任状	原本	写	原本	写	
官民境界確定図	写	写	写	原本	・ 道路後退が発生 する場合は必須 ・ その他は立会済 の場合のみ
水路占用許可書			写	原本	必要な場合のみ
施工承認書（道路等）			写	原本	必要な場合のみ

補 足

- ・ 登記事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合などは住民票等の追加による確認が必要です。
- ・ 指定申請提出時（本申請）には、道路部分の分筆及び「公衆用道路」への地目変更が必要です。

作成日

R07 年 4 月 1 日

最新改訂日

道路位置指定の基準について（１／４）

関係条文 法第４２条、令第１４４条の４

関連文書

要 旨

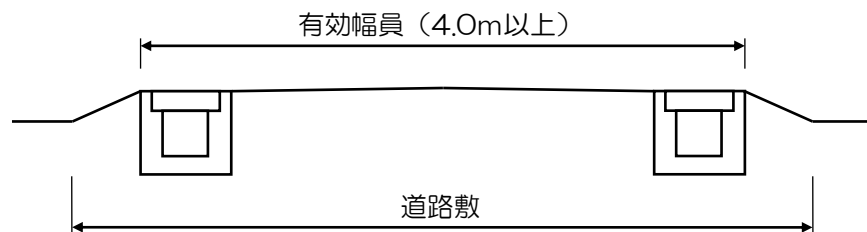
道路位置指定の幅員、構造等について示す。（有効幅員、側溝、勾配等）

解 説

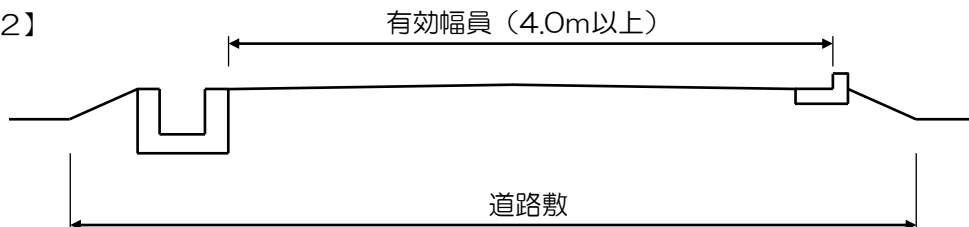
- 道路の幅員は下図のとおり有効幅員で４.０ｍ以上とし、道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝等（有効幅３００ｍｍ以上、片側のみＬ型側溝も可）を設けたものとする。なお、有効幅員に含むことのできる有蓋側溝等は、一般車両の通行に耐えうる構造のものとする。

※Ｌ型側溝の立ち上がり（コーピン）は有効幅員に含めない。

【例１】



【例２】



- 令第１４４条の４第１項第三号に規定する砂利敷きその他ぬかるみとならない構造であることとは、路面の排水を有効に行うため、適当な値の横断勾配（例：アスファルト舗装 １.５～２.０％）が原則として両勾配で附された構造とする。
- 道路の縦断勾配は、原則として１２％以下かつ階段状でないものとする。

（次項へ）

補 足

	作成日	R07 年 4 月 1 日	最新改訂日	
--	-----	---------------	-------	--

道路位置指定の基準について（2／4）

関係条文 法第42条、令第144条の4

関連文書

要 旨

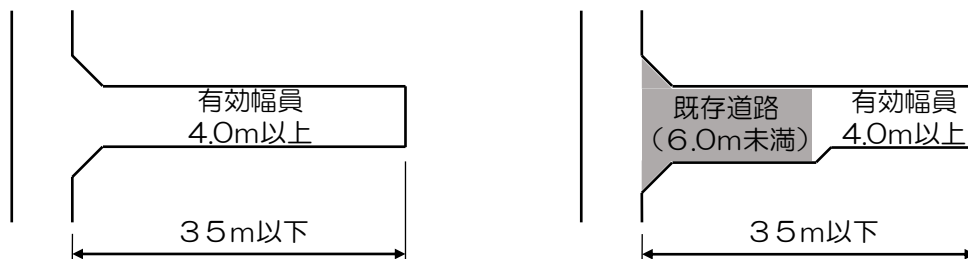
道路位置指定の幅員、構造等について示す。（平面計画、転回広場等）

解 説

4. 令第144条の4第1項第一号の規定による基準を以下に示す。

両端が他の道路（法第42条1項各号、第2項）に接続したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、袋路状道路とすることができる。

イ）延長が35m以下の場合。（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）



ロ）終端が公園、広場等に接続しており、自動車の転回に支障がないもの。



（次項へ）

補 足

作成日 R07 年4月1日

最新改訂日

道路位置指定の基準について（３／４）

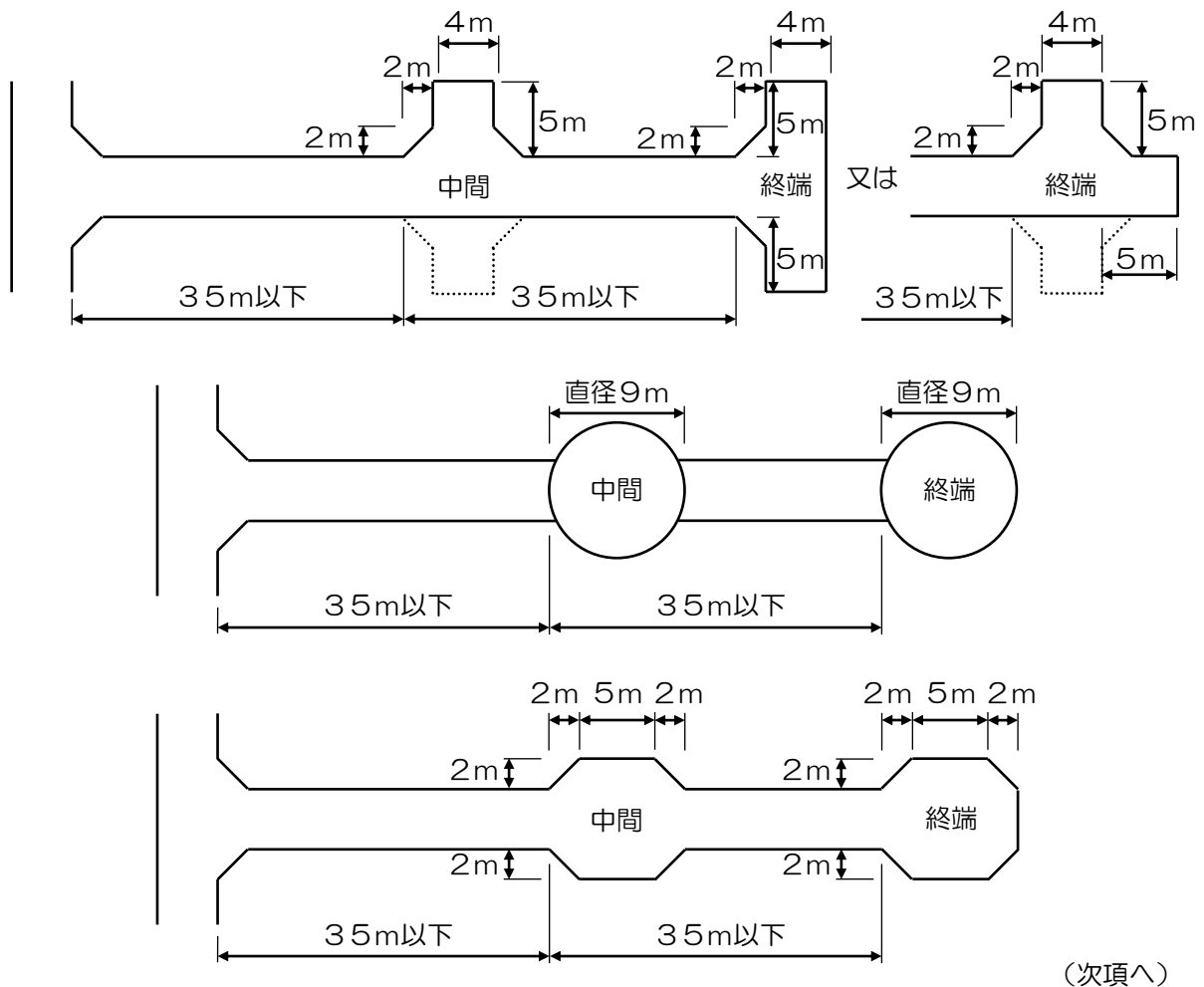
関係条文	法第４２条、令第１４４条の４
関連文書	昭４５建告第１８７３号

要 旨

道路位置指定の幅員、構造等について示す。（平面計画、転回広場等）

解 説

八、二）延長が３５ｍを超える場合に、終端及び３５ｍ以内ごとに必要となる国土交通大臣の定める自動車転回広場の形状を以下に示す。なお、有効幅員が６ｍ以上の場合は、延長が３５ｍを超える場合であっても転回広場は不要。



補 足

作成日 R07 年 4 月 1 日

最新改訂日

道路位置指定の基準について（４／４）

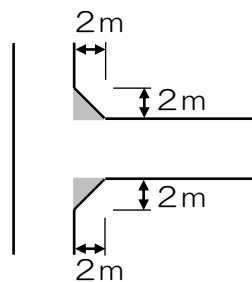
関係条文	法第４２条、令第１４４条の４
関連文書	

要 旨

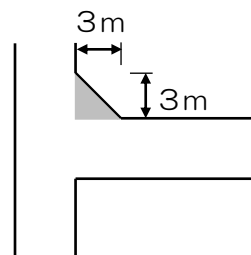
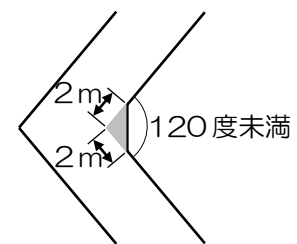
道路位置指定の幅員、構造等について示す。（隅切り、その他留意事項等）

解 説

５．道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、以下に示す隅切りを設けたものであること。なお、既存道路との接続部は両側隅切りを原則とする。ただし、申請地のみでは両側隅切りの設置に必要な間口が確保できず、周囲の土地所有者の協力も得られない場合などは、辺長3mの隅切り（角地の隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分道を道に含む隅切り）を片側のみに設けることもできる。



両側隅切りの形状

片側隅切りの形状
（適用については要事前相談）屈曲部の隅切り形状
（120度未満の箇所）

６．その他留意事項

- ①位置指定道路を含む既存の袋路状私道（法第４２条第１項第三号道路、２項道路）の終端に接続して位置指定道路を新設する場合は、既存私道部分及び私道に接続する土地の各権利者も承諾を要する範囲に含む。
- ②有効幅員6m未満で延長35mを超える既存袋路状道路（位置指定道路を除く）の終端に接続して位置指定道路（袋路状）を新設する場合は、位置指定道路の始端に転回広場を要する。
- ③有効幅員4m未満の既存袋路状道路（２項道路）の終端に接続して位置指定道路を新設する場合の接続部は、既存道路と新設道路の中心線の位置を揃えること。
- ④位置指定道路から放流先水路等へのつなぎ込みは承認工事などにより有効に接続したものとすること。（各総合支所含む公共施設管理者と事前協議を行うこと。）
- ⑤開発許可不要として誓約書を担当課に提出するものはその旨を図面に記入すること。

補 足

作成日

R07 年 4 月 1 日

最新改訂日